付属資料3

S/W、M/M

中華人民共和国

郷村都市化実験市 (海城市) 総合開発計画調査

予備調査

協議議事録

日本国国際協力事業団予備調査団 中華人民共和国国家科学技術部 国際協力事業団は中華人民共和国の要請に基づき、郷村都市化実験市(海城市)総合開発計画調査の実施に係る枠組みの協議及び現地調査を行うため、1998年6月8日から6月19日までにわたり、国際協力事業団社会開発調査第一課長 貝原孝雄団長ほか5名からなる予備調査団を派遣した。

予備調査団は中国側関係機関との協議および現地調査を行った。(別派1) 日中双方は中国における海城市の位置付けを明確にし、中小都市発展のモデルケースとして、海城市を対象とし瀋陽から大連までの開発ベルトの開発計画を考慮の上、総合開発計画を策定することで合意した。今回合意した内容は以下の通りである。

1. 予備調査の目的

案件申請から4年間が経過しているため、予備調査にて遼寧省、海城市等から現状を把握するとともに、調査方針および調査対象地域を確定し、海城市を始めとする関係都市に関する情報収集をおこなう。議事録の署名は遼寧省および海城市と合意の上、国家科学技術部とおこなう。また、次回事前調査では実施細則について、遼寧省および海城市にて協議する。なお、日本側は、遼寧省、海城市の代表者と日本側事前調査団団長が議事録の署名をおこなうことを要請した。

2. 案件名称

案件名称は「郷村都市化実験市(海城市)総合開発計画調査」とする。 また、中国語は「海城市郷村城市化総合開発調査」とする。

3. 本格調査の目的

- (1) 中国の中小都市問題に対処するため、海城市をモデルとして瀋陽一大連間開発ベルトの開発計画をも考慮した、2010年を目標年次とした総合開発計画を策定する。また、総合開発計画に含まれる優先プロジェクトを提言する。
- (2)調査の過程を通じて技術移転をおこなう。技術移転はセミナー開催等を通じて、他の郷村都市化実験モデル都市にも裨益させることとする。

4. 調查対象地域

調査対象地域は海城市全域(2734km²)とする。ただし瀋陽から大連までの開発ベルトの開発計画を考慮する。

5. 調査項目

調査項目は都市・地域計画、交通、地域開発制度、水資源、農業、産業育成(鉱業、商工業)、社会インフラ(通信、上下水道等)および環境等とする。



7

6. 調査実施体制

本格調査に際してはステアリングコミッティー(共同運営委員会)およびワーキンググループを設置する。ステアリングコミッティーは遼寧省を中心とし、海城市および調査対象地域に含まれる市から構成される。ワーキンググループは海城市の専門家、遼寧省政府関係部門等(学識経験者を含む)の関係する専門家から構成される。なお、調査結果を他の郷村都市化実験モデル都市に裨益させるためには建設部の協力が不可欠であるところ、建設部も本調査に積極的に関与するよう日本側は要請し、中国側は了承した。

7. 調查期間

調査期間は12ヶ月程度とする。なお、中国側は1999年12月末までに最終報告書が提出されることを要請した。

8. 報告書

調査報告書はすべて日本語で作成する。

9. 協議議事録

この議事録は等しく正文である日本語および中国語で作成する。内容に疑義が生じた場合には双方協議の上、確定する。

この協議議事録は下記の二者の署名により確認されるものとする。

1 9 9 8 年 6 月 1 6 日 中華人民共和国 北京市

日本国 国際協力事業団 予備調査団団長 貝原 孝雄

貝原孝雄

中華人民共和国 国家科学技術部 国際合作司日本処処長 葉 冬柏

3 大河

附1:

日方人员名单:

团长: 贝原 孝雄

团员:安藤 高明

小泉 幸弘

城所 哲夫

滝本 胜

神谷 晶子

附2:

中方人员名单:

辽宁省科委主任:魏文铎

辽宁省科委国际合作处处长: 吴丽霞

辽宁省科委国际合作处副处长: 朴明哲

辽宁省水利厅科教外事处副处长、翻译: 王东茂

鞍山市科委主任:丁明

海城市人民政府副市长:王德林

海城市人民政府副市长:张立有

海城市人民政府副市长: 汤惠宽

海城市人民政府市长助理、秘书长: 宋兴胜

海城市科学技术局局长: 马洪良

海城市水利局局长: 宋泽成

海城市城乡建设管理局副局长: 王勇

海城市交通局局长: 王利萍





中华人民共和国 海城市乡村城市化综合开发调查 预备调查 会谈纪要

中华人民共和国国家科学技术部 日本国国际协力事业团预备调查团

日本国际协力事业团根据中华人民共和国提出来的要求,为了进行海城市乡村城市化综合开发调查的实施有关框架的协商和当地调查,自1998年6月8日至6月19日派遣由日本国际协力事业团社会开发调查第一课长贝原孝雄团长以及五名团员组成的预备调查团。

预备调查团与中方有关机关进行协商并进行了当地调查(附件1)。

中日双方明确了在中国的海城市的定位,并达成如下协议:作为中小城市发展的试点,以海城市为对象,在考虑沈阳-大连开发带开发计划的基础上,制定综合开发计划之事宜。

这次达成协议的内容如下:

1. 预备调查的目的

由于此项目提出申请已过四年,通过预备调查,我们要掌握辽宁省、海城市等的现状,同时要确定调查方针和调查对象地区,并搜集关于海城市以及有关城市的信息。我们在达成与辽宁省和海城市之间的协议的基础上,与国家科学技术部在会谈纪要上签字。下次派遣事前调查团时,有关实施细则一事,在辽宁省和海城市进行协商。日方提出了辽宁省、海城市的代表和日方事前调查团团长在会谈纪要上签字的要求。

2. 项目名称

中文名称为"海城市乡村城市化综合开发调查"。日文名称为"乡村城市化试点市(海城市)综合开发计划调查"。

3. 正式调查的目的

- (1)为了对应中国的中小城市问题,我们要制定以海城市为试点,把沈阳-大连开发带的开发计划考虑在内的以2010年为目标年度的综合开发计划,并提 出在综合开发计划之内的优先项目的建议。
- (2)通过调查进行技术转让。通过举办经验交流会等方式,把转让技术的益处推广到其它的乡村城市化试点市。





4. 调查对象地区

调查对象地区为海城市全域(2734km),同时要考虑沈阳-大连开发带的 开发计划。

5. 调查内容

调查内容为城市·地区计划、交通、地区开发制度、水资源、农业、产业 扶持(矿业、工商业)、社会基础设施(通讯、上下水道等)和环保等。

6. 调查实施体制

举行正式调查时,需要设立项目协调委员会和工作小组。项目协调委员会由以辽宁省为主、海城市以及在调查对象地区之内的城市来组成。

工作小组由海城市的专家、辽宁省政府有关部门等(包括有学识有经验的人士在内)的有关专家组成。由于为了把调查结果的益处推广到其它乡村城市化试点市,得到建设部的合作是不可缺少的,所以日方提出建设部也积极参与正式调查的要求,并已得到中方的了解。

7. 调查时间

调查时间为12个月左右。中方希望1999年12月底之前把最终报告书交给中方。

8. 报告书

调查报告书全部用日文书写。





9. 会谈纪要

此会谈纪要用中文和日文写成。两者都是正文,同等有效。其内容发生疑义时,通过双方的协商来决定。

此会谈纪要经双方签字确认。

1998年6月 /6 日中华人民共和国 北京市

中华人民共和国 国家科学技术部 国际合作司日本处处长 叶 冬柏 日本国 国际协力事业团 预备调查团团长 贝原孝雄

子之和

夏原 孝雄

附1:

日方人员名单:

团长: 贝原 孝雄

团员:安藤 高明

小泉 幸弘

城所 哲夫

滝本 胜

神谷 晶子

附2:

中方人员名单:

辽宁省科委主任:魏文铎

辽宁省科委国际合作处处长: 吴丽霞

辽宁省科委国际合作处副处长: 朴明哲

辽宁省水利厅科教外事处副处长、翻译: 王东茂

鞍山市科委主任: 丁明

海城市人民政府副市长:王德林

海城市人民政府副市长: 张立有

海城市人民政府副市长: 汤惠宽

海城市人民政府市长助理、秘书长:宋兴胜

海城市科学技术局局长:马洪良

海城市水利局局长: 宋泽成

海城市城乡建设管理局副局长: 王勇

海城市交通局局长: 王利萍



Q

中華人民共和国 郷村都市化実験市(海城市)総合開発計画調査 実 施 細 則

日本国国際協力事業団 中華人民共和国遼寧省科学技術委員会 中華人民共和国遼寧省海城市人民政府 この実施細則は、下記の機関により合意されるものである。

日本国国際協力事業団中華人民共和国遼寧省科学技術委員会中華人民共和国遼寧省海城市人民政府

この実施細則は、下記の者の署名により確認されるものとする。

1998年11月6日

日本国 国際協力事業団 事前調査団長 城所 哲夫

城竹哲夫

中華人民共和国 遼寧省科学技術委員会 副主任 李 佳 》

中華人民共和国 遼寧省海城市人民政府 代市長

張殿純

日本国政府は、中華人民共和国政府の提案に基づき、郷村都市化実験市(海城市)総合 開発計画調査の実施を決定し、1998年11月6日、郷村都市化実験市(海城市)総合 開発計画調査の実施に関する口上書を中華人民共和国政府と交換した。

日本国政府による技術協力の実施機関である国際協力事業団は、日本国において施行されている法律及び規則に従い本調査を実施する。

遼寧省科学技術委員会及び遼寧省海城市人民政府は、中華人民共和国政府の本調査に関する担当機関として、中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い中華人民共和国関係機関の調整を行うとともに、国際協力事業団が派遣する調査団と協力して本調査の円滑な実施をはかる。

1998年11月6日、日本国政府が中華人民共和国政府に発した口上書5.及び中華人民共和国政府の口上書による回答に基づき、日本国国際協力事業団と中華人民共和国遼 寧省科学技術委員会及び遼寧省海城市人民政府は、協力の内容、範囲及び調査日程並びに 協力を進めるに当たって両国政府がとるべき措置等の詳細について、本実施細則を定めた。

1. 協力の内容及び範囲

- (1) 中国の中小都市問題に対処するため、海城市をモデルとして、2010年を目標年次とした総合開発計画を策定する。また、総合開発計画に含まれる優先プロジェクトを提言する。調査対象地域は海城市全域(2734km²)とする。ただし総合開発計画策定にあたっては、海城市及びその産業の広域的な位置付けを考慮する。
- (2) 日本側は、本調査の期間中、調査に参画する中国側専門家に対し現地調査業務を通じ技術移転を行う。技術移転はセミナー開催等を通じて、他の郷村都市化実験市などの中小都市にも広く裨益させることとする。

2. 調査の内容

- (1) 現状分析
 - ア) 郷村都市化実験市というコンセブトが形成された背景について、郷村都市化実験市の位置付けの把握
 - イ) 地域開発における計画主体及び計画のヒエラルキーの確認
 - ウ) 遼寧省における本調査に関わる省レベルの既存開発計画の分析
 - エ)海城市の開発コンセプト、開発戦略の把握、分析
 - オ)海城市の市レベルでの既存開発計画の把握
 - 力)海城市の財政状況の把握、分析
 - キ) 開発法制度の把握、分析
 - ク) 開発金融の把握、分析
- (2) 中小都市開発指針の策定
 - ア) 開発主要課題の設定
 - イ) 開発シナリオ・代替案の設定
 - ウ) 中小都市開発モデルの策定
- (3) 優先プロジェクトに対する提言
 - ア)優先プロジェクト選定基準の作成
 - イ)優先プロジェクトの選定
 - ウ)優先プロジェクトにかかる提言
- (4) 総合評価と提言
 - ア)中小都市振興政策・施策の提言
 - イ) 他中小都市に裨益させるための手法の提言

10/8.3 Jes 3/2

W

3. 調査期間及び工程

別表1のとおり概ね13ヶ月間とする。

4. 報告書

国際協力事業団は、以下の報告書(日本語)を作成し、中国側に提出する。

(1) 着手報告書 (10部)

調査実施計画と実施工程を内容とするもので、現地調査開始時点に提出する。

(2) 中間報告書 (20部)

現状分析結果及び中小都市開発指針の策定を内容とするもので、調査開始後8ヶ月以内に提出する。

(3) 最終報告書(案) (20部)

調査開始後8ヶ月以内に提出する。

中国側は、最終報告書(案)を受理後、2ヶ月以内に最終報告書(案)に対する意見を国際協力事業団に提出する。

(4) 最終報告書(30部)

最終報告書(案)に対する意見を受けた後、提出する。

5. 中国側がとるべき措置

現地調査を円滑に実施するために、中国側は中華人民共和国において施行されている法律及び規則に従い以下の措置をとる。

- (1) 中国側専門家、事務職員及び作業員等の提供及びそれに係るすべての経費負担
- (2) 現地調査を実施するに当たって中国側が分担する業務の実施及びそれに係る経費負担
- (3) 現地調査に必要な作業所及び机、椅子等備品の無償提供及び宿舎のあっせん(ただし、調査サイトにおいて通常の借り上げが困難な場合は宿舎の無償提供)
- (4) 現地調査のために必要な通訳の無償提供
- (5) 現地調査のために必要な航空機、鉄道、車輌及び船艇等の手配(ただし、通常の方法で借り上げが困難な車輌及び船艇等については運転手を含め無償提供)
- (6) 現地調査のために必要な中国国内間電話設備の提供及びそれに係る経費負担
- (7) 現地調査に必要な諸許可の手続きの実施
- (8) 調査のために必要な資料及び情報の提供
- (9) 調査のために必要な資料の中国から日本への移送許可
- (10) 現地調査期間中、調査団員に病気、怪我が発生した場合の病院の手配
- (11) 現地調査期間中の調査団員の安全の確保
- (12) 日本から持ち込む資機材の中国国内輸送費の負担
- (13) 日本から持ち込む資機材の輸入及び再輸出に必要な手続き
- (14) その他軽微な資機材等一部経費の負担

6. 日本側がとるべき措置

日本側は、調査に当たって以下の措置をとる。

- (1) 日本側調査団員の技術費、渡航費、現地調査期間中の食費、旅費及び医療費等の経費負担(上記5. (3), (5) の中国側が負担する場合を除く)
- (2) 現地調査の実施に当たって日本側が分担する業務の実施及びそれに係る経費負担
- (3) 日本から持ち込む資機材の日本から中国の港までの往復輸送費の負担
- (4) 上記4. の報告書の作成

7. その他

本実施細則に定めていない事項については、本調査期間中両者協議して定めるものとする。

調査工程(案)

	PALL L (N)													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	
国内														
現地														
報告		Δ						Δ			Δ		Δ	
書		IC/R						IT/R			DF/R		F/R	

39 / 12 Ne. 312

中華人民共和国 郷村都市化実験市(海城市)総合開発計画調査 協議議事録

日本国国際協力事業団中華人民共和国遼寧省科学技術委員会中華人民共和国遼寧省海城市人民政府

中華人民共和国遼寧省科学技術委員会及び遼寧省海城市人民政府の招請に応じて、日本 国国際協力事業団は、城所哲夫氏を団長とする郷村都市化実験市(海城市)総合開発計画 調査に係る事前調査団を、1998年11月1日から11月14日までの間、中華人民共 和国政府に派遣した。

調査団は、同調査の実施細則について、遼寧省科学技術委員会及び遼寧省海城市人民政府関係者と友好的かつ真摯な一連の協議を行うとともに、調査対象地域の視察を実施した。

日中双方は郷村都市化実験市(海城市)総合開発計画調査に係る実施細則について合意に達し、実施細則の協議において本調査を効率的に実施するための意見交換を行い、以下の事項を確認した。

1. 協力対象範囲

日中双方は調査対象範囲について、海城市全域とし、海城市並びにその産業の広域的 位置付けを勘案するに際し考慮すべき事項として、広域交通・物流網、広域商圏、広域 的産業立地、広域環境及び水資源等を包括することとした。

2. セミナー開催

セミナー開催の目的として他の郷村都市化実験市を始めとする中小都市建設への技術移転があげられるところ、実施の主体として国家建設部の協力が不可欠である。このため、日本側は国家建設部が中心となってセミナーを数回に亘って開催することを提案した。

中国側はこれに賛成し、国家建設部に対し本セミナーの開催を要請することに同意した。また日本側は中小都市計画策定テキストを中国語版で作成し最終セミナーで発表する旨を表明した。

3. カウンターパート研修

中国側はカウンターバートの日本における研修を要望した。日本側は、この旨を日本の関係機関に伝えることを約束した。なお、日本側は人選について日中双方で協議の上行いたい旨提案し、中国側の同意を得た。

4. 現状分析

本格調査団による郷村都市化実験市の位置付けの把握に際し、そのデータ収集・現地視察等については、必要に応じ遼寧省科学技術委員会及び海城市人民政府は国家建設部と連絡をとり、これを提供し、また便宜を図ることに合意した。

また海城市並びにその広域的範囲の現状分析については本調査の目的に鑑み、モデル的都市・地域計画策定手法の技術移転に際し、地理情報システム(GIS)の導入の必要性が日中双方から提議された。ただし、GIS導入に当たっては適切なカウンターバート機関並びにデータ収集体制が不可欠であり、その体制を見極めて導入の是非を判断することを日本側は説明し、中国側は体制を整えるべく最大限の努力をすることを表明した。

27/3/6 July

M

5. 優先プロジェクト

選定された優先プロジェクトについては、プロジェクトの実施可能性に配慮して検討を行うが、これはF/Sを意味するものではないことを日中双方は合意した。

また、優先プロジェクトの選定に当たって、海城市発展に資するプロジェクトであれば海城市の行政区域外にも及びうることを日中双方は合意した。

6. 総合評価と提言

日中双方は、総合評価と提言の内容については、国レベルの関連する政策改善等にかかる提案も含まれ得ることを確認した。

7. 調査分野と項目

調査分野は都市・地域計画、地域開発制度、交通、水資源、農業、産業育成、社会インフラ整備及び環境保全等とすることに日中双方は合意した。

8. 資料提供

本格調査時に必要となる資料については、中国側が無償提供することとした。特に日本側は、本格調査団が直ちに必要とする資料については速やかに提供することを要請した。これは、人口・世帯統計、産業・労働統計、土地利用現況、交通現況、水資源状況及び地形図等を含む。ただし、これらのデータは海城市だけでなく広域的範囲を包括するものとする。中国側はこれら既存データを提供する用意のある旨表明した。

9. 中国側実施体制

中国側は本格調査に当たって遼寧省科学技術委員会副主任を長とするステアリングコミッティー及び海城市人民政府副市長を長とするワーキンググループを編成することを日中双方で確認した。なお、ステアリングコミッティー及びワーキンググループは遼寧省関係機関、海城市関係機関等から構成されるが、その詳細については1ヶ月以内に日本側に連絡することを日中双方は確認した。

10. 本格調查団執務室

中国側は、海城市人民政府が作業環境良好な本格調査団執務室を設けることを約束した。なお、執務室には電話回線及びFAXを敷設すること、及び敷設に伴う費用は中国側が負担することを日中双方は合意した。ただし、コピー機については中国側が提供することが困難なため日本側が提供することを希望した。日本側はその事情を理解し、日本側関係機関に伝えることを約束した。

11. 通訳傭上

中国側は調査に必要となる通訳を準備することを約束した。しかし中国側が手配できる通訳の人数及び能力に限界があるところ、日本側でも通訳を傭上することを希望した。 日本側は本要望を関係機関に伝えることを約束した。

27 /23 /2 /3/2 M

12. 車輌提供

日中双方は本調査を順調に実施するために作業・移動に用いる車輌が必要となること、 また本調査の調査範囲が広域に亘り、道路事情にも問題があることから、良好な車輌の 利用が不可欠であることを理解した。

このため中国側は日本に対し、四輪駆動車の提供を要請したが、日本側は車輌提供は困難であると説明した。

13. ローカルコンサルタント

中国側は、調査の一部についてローカルコンサルタントを活用することにより調査が迅速に進むことを説明した。

日本側は、ローカルコンサルタントの活用は日本側が判断し決定することを説明し、中国側は了解した。

この協議議事録は、下記の者の署名により確認されるものとする。

1998年11月6日

日本国 国際協力事業団 事前調査団長 城所 哲夫

城所哲夫

中華人民共和国 遼寧省科学技術委員会 副主任 李 佳》

中華人民共和国 遼寧省海城市人民政府 代市長

張 殿純

日本側調査団員名簿

総括 城所 哲夫 東京大学都市工学科助教授

協力政策 桜井 博之 外務省経済協力局開発協力課

調査企画 小泉 幸弘 国際協力事業団社会開発調査第一課

地域総合計画 砂子 吉輝 福山コンサルタント

自然条件/環境 千田 勝巳 内外エンジニアリング

通訳 宮川 美代子 日本国際協力センター

24 123 Nes

中方参加人员名单

辽宁省科学技术委员会 副主任 李 佳 辽宁省海城市人民政府 代市长 张殿纯 国家科技部国际合作司亚非处 副处长 封兆良 辽宁省科学技术委员会国际合作处 处 长 吴丽霞 辽宁省科学技术委员会国际合作处 副处长 朴明哲 辽宁省海城市人民政府 副市长 汤惠宽 辽宁省海城市人民政府科技局 局 长 马洪良 辽宁省海城市人民政府计划局 副局长 吴世华 辽宁省海城市人民政府城乡建设局 副局长 王 勇 辽宁省科学技术委员会国际合作处 项目官员 许爱东

296/23. Ves

中华人民共和国海城市乡村城市化综合开发计划调查实 施 细 则

中华人民共和国辽宁省科学技术委员会中华人民共和国辽宁省海城市人民政府日本国国际协力事业团

本实施细则经以下部门协商达成共识。

中华人民共和国辽宁省科学技术委员会 中华人民共和国辽宁省海城市人民政府 日本国国际协力事业团

本实施细则,由以下人员签名确认有效。

中华人民共和国 辽宁省科学技术委员会 副主任 李佳

日 本 国 国际协力事业团 事前调查团团长 城所 哲夫

城所哲夫

中华人民共和国 辽宁省海城市人民政府

代市长 张殿纯

1998年11月6日

日本国政府根据中华人民共和国政府的建议,决定对海城市乡村城市化综合开发计划进行调查。一九九八年十一月六日就海城市乡村城市化综合开发计划调查的实施,与中华人民共和国政府交换了照会。

日本国国际协力事业团是日本国政府进行技术合作的实施机构,将按照日本国现行的法律及规章实施本调查。辽宁省科学技术委员会及辽宁省海城市人民政府是中华人民共和国进行本调查的负责机构,将按照中华人民共和国现行的法律及规章,进行中华人民共和国有关机构之间的协调工作,同时,将与日本国国际协力事业团派遣的调查团合作,以顺利实施本调查。

根据一九九八年十一月六日,日本国政府致中华人民共和国政府照会第5项及中华人民共和国政府复照确认,日本国国际协力事业团和中华人民共和国辽宁省科学技术委员会及辽宁省海城市人民政府就合作的内容、范围、调查日程以及合作进行过程中两国政府应采取的措施等进行了详细会谈,制定了本实施细则。

- 1、合作的内容及范围
- (1) 为了对应中国的中小城市问题,制定以海城市为试点,以 2010 年为目标的年度综合开发计划,并提出在综合开发计划之内的优先项目的建议。调查对象地区为海城市全域(2734Km²)。在制定综合开发计划时,考虑海城市以及与海城市产业相关的范围。
- (2)日本方面在调查期间,向参加调查的中方专家在实地调查的工作中转让技术,并通过开研讨会的形式向其它试点市和中小城市转让技术。
- 2、调查的内容
- (1) 现状分析

①就乡村城市化试点这一概念的形成背景,把握乡村城市化试点城市的 地位

- ②确认地域开发方面的主体计划及各级计划
- ③分析与本调查有关的现存的省级开发计划
- ④把握及分析海城市的开发理念、开发战略
- ⑤把握海城市既存的市级开发计划
- ⑥把握及分析海城市的财政现状
- ⑦把握及分析开发法制度
- ⑧把握及分析开发金融
- (2) 中小城市开发方针的制定
 - ①设定主要开发课题
 - ②制定开发方案及替代方案
 - ③制定中小城市开发模式
- (3)提出关于优先项目的建议
 - ①制定选定优先项目的标准
 - ②选定优先项目
 - ③提出关于优先项目的建议
- (4)综合评价及建议
 - ①对中小城市振兴政策及措施提出建议
 - ②提出可以向其他中小城市推广的方法
- 3、调查期间及日程

调查期间及日程如附表1所示,大致定为13个月

20 / /23 / Ne

J. E.

110

4、报告书

日本国国际协力事业团向中方提交如下日文报告书。

- (1) 开始报告书(10 份)
 - 以调查实施计划及实施日程为内容,在现场调查开始时提交。
- (2) 中间报告书(20份)

以现状分析的结果及中小市开发方针的制定为内容,在调查开始后八个月之内提交。

(3) 最终报告书(草案)(20份)

调查开始后十一个月内提交。

中方在收到本报告书(草案)后二个月内,向日本国国际协力事业团提出对本报告书(草案)的意见。

(4) 最终报告书(30份)

在收到对最终报告书(草案)的意见后提交。

5、中方应采取的措施

为使现场调查顺利实施,中方将按照中华人民共和国现行法律及规章 采取下列措施。

- (1) 配备中方专家、办公人员及作业人员等并负担与此相关的一切费用。
- (2) 在进行现场调查时,实施中方分担的业务,并负担与此相关的费用。
- (3) 无偿提供进行现场调查所需的工作场所及桌、椅等物品,并联系住房(但是,在调查现场难以通过通常的手段租用宿舍时,则由中方无偿提供住房)。
- (4) 无偿配备进行现场调查所需的翻译人员。
- (5) 安排进行现场调查所需的飞机、火车、车辆及船舶等交通工具(但是,难

以通过通常的租用手段解决时,则由中方无偿提供包括司机在内的车辆、船舶等交通工具)。

- (6) 提供进行现场调查所需的中国国内通话的电话设备并负担所需费用。
- (7) 办理进行现场调查所需的各种报批手续。
- (8) 提供调查所需的资料和信息。
- (9) 允许由中国将调查所需资料运往日本。
- (10) 负责为现场调查期间生病或受伤的调查团成员联系医院,
- (11) 保证现场调查期间调查团成员的安全。
- (12) 负担从日本带进中国的资料和器材在中国国内的运费。
- (13) 办理从日本带进中国的资料和器材入关和再出关所需手续。
- (14) 负担其他少量资料和器材等的部分经费。
- 6、日方应采取的措施

就本调查, 日方将采取以下措施。

- (1)负担日方调查团成员的技术费、国际旅费,现场调查期间的食宿费、旅费及医疗费[上述第5条(3)、(5)款中规定的由中方负担的费用除外]。
- (2) 在进行现场调查时, 日方实施负担的业务, 并负担与此相关的费用。
- (3) 负担从日本带进中国的资料和器材从日本至中国港口之间的往返运费。
- (4)编写上述第 4条所列的报告书
- 7、本实施细则未定事项在本调查期间由双方另行商定。

The fit was

中华人民共和国海城市乡村城市化综合开发计划调查会谈纪要

中华人民共和国辽宁省科学技术委员会中华人民共和国辽宁省海城市人民政府日本国际协力事业团

应中华人民共和国辽宁省科学技术委员会和海城市人民政府的邀请,日本国际协力事业团派遣以城所哲夫先生为团长的海城市乡村城市化综合开发调查事前调查团于 1998 年 11 月 1 日至 11 月 14 日访问了中华人民共和国。

日本事前调查团为本调查的实施细则,与辽宁省科学技术委员会和海城市人民政府有关人员进行了友好诚挚的会谈,并考察了调查对象地区。

中日双方就海城市乡村城市化综合开发调查实施细则达成了协议。在实施细则的会谈中,为调查的有效实施交换了各自的意见,并确认了以下事项。

1、合作对象范围

中日双方把海城市全域作为调查对象范围。在考虑海城市及海城市产业时的调查领域有广域交通物流网、广域商业圈、广域的产业布局、广域环境及水资源等。

2、举办研讨会

举办研讨会的目的是向其它乡村城市化试点市及中小城市建设转让技术,为此实施这项工作的主管部门国家建设部的合作是不可缺少的. 日方建议国家建设部主持召开数次研讨会,中方同意向国家建设部建议举办研讨会. 日方表示在最终研讨会上发表用中文写成的中小城市规划论文.

3、对等专家研修

中方希望派遣对等专家到日本进修。日方表示向日本有关部门转达。但日方建议在选定人员时应由中日双方协商决定,中方表示同意。

4、现状分析

在正式调查团工作期间,要了解其它乡村城市化试点市情况时,根据需要辽宁省科学技术委员会和海城市人民政府负责与国家建设部联系,为其提供必要的资料和实地考察的方便。

鉴于本调查是对海城市以及海城市相关产业现状进行分析,并进行试点市和其它地域规划手段进行技术转让,中日双方认为有必要引进地理情报系统(GIS)。日方说明,引进GIS系统要有相应的合作机构和收集资料体制。中方表示尽最大努力落实。

5、优先项目

中日双方同意,对选定的优先项目,正式调查团进行可行性的研究,但这里的可行性的研究不是 F/S。在选定优先项目时,只要是有利于海城市发展的项目,其范围也有可能涉及到海城市行政区之外。

6、综合评价和建议

日中双方确认,综合评价和建议的内容有可能包括国家有关政策的改革建议。

7、调查领域和项目

中日双方同意调查领域包括城市和地域规划、地域开发制度、交通、水资源、农业、产业培育、社会基础设施建设及环境保护等。

8、资料的提供

正式调查所需要的材料由中方无偿提供。日方特别要求正式调查团急需的资料应尽快提供。包括人口、户数统计、产业劳动统计、土地利用现状、交通现状、水资源状况及地形图等。这些资料不仅包括海城市还要包括相关范围的地域。

中方表示可以提供现有的这些资料。

9、中方实施体制

中日双方确认,中方在正式调查期间成立以辽宁省科学技术委员会副主任为组长的领导小组,以及由海城市人民政府副市长为组长的工作小组。领导小组及工作小组由辽宁省和海城市有关部门组成,其名单一个月内向日方提出。

10、正式调查团办公室

中方表示,由海城市人民政府准备工作环境良好的正式调查团办公室。 中日双方同意在办公室内设置电话用线及传真机,其设置费用由中方负担。 中方提出提供复印机有困难,要求日方提供。日方对中方的要求表示理解并 向日本有关部门报告。

11、翻译雇用

中方表示中方配备实施调查所需的翻译。但中方能够配备的翻译人数及水平有限,希望日方也配备翻译。对此,日方表示向有关部门报告。

12、车辆提供

中日双方认为,为了顺利实施本调查,需要配备工作和乘用车辆。另外,本调查的范围广,路面条件也差,应配备性能良好的车辆。因此,中方要求日方提供4轮驱动车,但日方说明了提供车辆有困难。

13、当地咨询公司

中方说明了有些调查内容如委托当地的咨询公司可以加快调查的实施过程。对此日方说明是否委托当地咨询公司由日方判断决定,对此中方表示理解。

本会谈纪要,由下列人员签字确认。

中华人民共和国辽宁省科学技术委员会

副 主 任 李 佳

日 本 国 国际协力事业团 事前调查团团长 城所 哲夫

城削世夫

中华人民共和国 辽宁省海城市人民政府

代市长 张殿纯

1998年11月6日

中方参加人员名单

辽宁省科学技术委员会 副主任 李 佳 辽宁省海城市人民政府 代市长 张熨纯 国家科技部国际合作司亚非处 副处长 封 兆 良 辽宁省科学技术委员会国际合作处 处 长 吴丽霞 辽宁省科学技术委员会国际合作处 副处长 朴明哲 辽宁省海城市人民政府 副市长 汤惠宽 辽宁省海城市人民政府科技局 局长 马 洪 良 辽宁省海城市人民政府计划局 副局长 吴世华 辽宁省海城市人民政府城乡建设局 副局长 王 勇 辽宁省科学技术委员会国际合作处 项目官员 许爱东

歌舞

W

日本側調査団員名簿

総括 城所 哲夫 東京大学都市工学科助教授

協力政策 桜井 博之 外務省経済協力局開発協力課

調査企画 小泉 幸弘 国際協力事業団社会開発調査第一課

地域総合計画 砂子 吉輝 福山コンサルタント

自然条件/環境 千田 勝巳 内外エンジニアリング

通訳 宮川 美代子 日本国際協力センター

3 7 h.

W